

## 船舶事故調査報告書

平成28年5月26日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（のり養殖施設）
発生日時	平成27年12月18日 19時15分ごろ
発生場所	香川県直島町直島南方沖 積浦港北沖防波堤北灯台から真方位194° 1,700m付近 （概位 北緯34° 26.4′ 東経133° 59.9′）
事故の概要	海上タクシーあかつきは、西進中、のり養殖施設に衝突した。 あかつきは、プロペラ翼に曲損を生じ、また、のり養殖施設は、のり網等に切損を生じた。
事故調査の経過	平成28年1月4日、調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報	
船種船名、総トン数	海上タクシー あかつき、4.5トン
船舶番号、船舶所有者等	280-25723香川、水口マリン株式会社
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 プロペラ翼に曲損 のり養殖施設 のり網及び浮子網に切損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、直島南方沖を約30km/hの対地速力で手動操舵により西進した。</p> <p>船長は、レーダー画面に映ったいくつかの点のような映像が気になって見ていたところ、右方至近に「直島南方沖に設置されたのり養殖施設」（以下「本件養殖施設」という。）の浮子を認め、急いで機関を中立にしたものの、本船に衝突した衝撃を感じ、本件養殖施設に衝突したことを知った。</p> <p>船長は、衝突後に周囲を確認したところ、本件養殖施設に設置された標識灯の灯火に気付いた。</p> <p>船長は、0.75海里レンジとしてレーダーを作動させていたが、感度調整等を行っていなかったため、画面の映りが悪かった。</p> <p>船長は、本事故後、同業者から本件養殖施設が最近設置されたことを聞いた。</p>
分析	本船は、船長が、本件養殖施設の存在を知らなかったことから、レーダー画面の映像が気になって見ているうちに本件養殖施設に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、船長が本件養殖施設の存在を知らなかったため、

	<p>本船が本件養殖施設に衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 常時適切な見張りを行うこと。</li><li>・ レーダーの感度調整等を行うこと。</li><li>・ 航行予定海域の情報収集に努めること。</li></ul>